

## フランチャイズ契約における本部の加盟店に対する報告義務

平成20年7月4日最高裁第二小法廷判決, 平成19年(受)第1401号, 書類引渡等請求書引渡等請求事件, 破棄差戻し(金商1318号60頁, 金法1858号46頁, 裁時1463号2頁, 判時2028号32頁, 判タ1285号69頁)

原審 = 平成19年5月31日東京高裁判決, 平成19年(ネ)第877号(公刊物未搭載)

第1審 = 平成19年1月12日東京地裁判決, 平成17年(ワ)第19021号, 同第19727号(公刊物未搭載)

参照条文: 民法91条, 645条, 656条

中山 実郎\*

## Cost Price Reporting Obligations of a Franchiser A recent Supreme Court decision

Jitsuro Nakayama \*

### Abstract

This study examines a judgment of the Supreme Court. The plaintiff is the owner of a convenience store and the defendant is a company running a chain of convenience stores. The plaintiff insisted that the defendant had a duty to report the exact price of articles which the plaintiff had stocked. However this was not written into the contract between the two parties. The court ruled in favor of the plaintiff. This is the first judgment in which the Supreme Court has ruled that there is a duty to report a detailed breakdown of the price that a franchisee pays to the franchiser. The content of this particular decision was examined because of the interest that it has aroused.

### キーワード

非典型契約、混合契約、典型契約の規定の適用、オープンアカウント、契約内容の特性、情報提供義務、合理的解釈

---

\*なかやま じつろう: 大阪国際大学現代社会学部准教授 (2009.12.11受理)

## I はじめに

本判決は、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約において、フランチャイザーがフランチャイジーに代行して行った仕入代金の決済内容について、フランチャイザーがフランチャイジーに対して報告する義務を負うことを明示したものである。本件で争われた権利義務の内容は、契約期間中の報告義務であって、具体的には代行された仕入代金の支払いの詳細という、従来の裁判例の中で例をみない事案である。したがって、これまで学説にも注目されてこなかった分野といつてよい<sup>1)</sup>。

本判決の意義は、1審及び原審が加盟店基本契約（以下「本件基本契約」という）について形式的判断にとどまったのに対して、本件基本契約の実質的内容にまで踏み込んで判断している点にある。このことから、判決内容が公刊物に搭載されて以来解説、批評が活発に著され、それらの多くが実務へ及ぼす影響にまで言及していることが特徴としてあげられる<sup>2)</sup>。

## II 事実の概要

本件はコンビニエンス・ストアのフランチャイズ・チェーンを運営するY<sub>1</sub>（被告・被控訴人・被上告人）との間で本件基本契約を締結してコンビニエンス・ストアを運営するXら（原告・控訴人・上告人）が、本件基本契約に基づきY<sub>1</sub>がXらに代わってした商品仕入代金の支払状況（支払金額、値引きの有無等）につき、報告（以下「本件報告」という）を求めるとともに、Y<sub>1</sub>が推薦する商品の仕入先（以下「推薦仕入先」という）であるY<sub>2</sub>らに対し、民法486条などに基づき商品仕入れに関する請求書や領収書の写しの引渡しを求めた事案である。

本件事実関係の概要は次のとおりである。

1. Xらは昭和57年7月と平成3年10月に、それぞれY<sub>1</sub>との間で本件基本契約を締結し、加盟店（以下「フランチャイジー」という）の経営を開始した。本件基本契約においては、XらとY<sub>1</sub>とはそれぞれ独立の事業者とされ、フランチャイジーは独自に商品の仕入れができるとされていたが、実際上XらはY<sub>1</sub>の提供する発注システム（以下「本件発注システム」という）により推薦仕入先から商品を仕入れていた。
2. 本件基本契約においては、Xらが推薦仕入先から本件発注システムを利用して商品を仕入れた場合の決済は、Y<sub>1</sub>がXらに代わって商品の仕入代金を支払い、その決済方式はオープンアカウント（以下「OA」という）<sup>3)</sup>によって行う旨定められていた。
3. 本件基本契約にはフランチャイジーに対する本部（以下「フランチャイザー」という）からの情報提供につき、税の申告のための資料や損益計算書、貸借対照表、商品報告書に関する規定（以下「本件資料等提供条項」という）はあるものの、本件発注システムによる仕入代金の支払いに関するY<sub>1</sub>からXらへの報告については何ら定められていなかった。なお、本件資料等提供条項によって提供される資料などからは、商品の仕入代金の支払先、支払日、支払金額、商品名、商品単価、個数、値引きの有無などの具体的な支払内容は明らかにならない。
4. そこで、OAによる決済方式を採用している場合、フランチャイザーはフランチャイ

ジーに対し、本件基本契約で規定されていない商品仕入代金の具体的な支払内容である本件報告をする義務を負うかについて争われた。

以上のような事実関係のもとで、第1審、原審はともにXらの請求を棄却したため、Xらは上告し、最高裁はXらのY<sub>1</sub>に対する請求に関する部分のみ受理した。

### Ⅲ 下級審の判断

第1審、原審は、いずれも次のような理由によってXらの請求を棄却している。

#### 1 フランチャイザーに対する請求関係

- (1) 本件基本契約における本件資料等提供条項は、税の申告のための資料の提供義務を定めるもので、Y<sub>1</sub>がその資料以外の資料の提供義務を負うものではない。
- (2) 本件基本契約はフランチャイザーとフランチャイジーとの間の権利義務関係を包括的に定めるもので、その一部を取り出して受任者の報告義務を定める民法645条の規定を適用することは相当ではない。
- (3) 本件基本契約には上記のとおり税の申告のための資料の提供義務について詳細に定める本件資料等提供条項があるにもかかわらず、Y<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>との取引内容について報告する義務にかかわる明文の定めはないのであるから、Y<sub>1</sub>はXらに対し本件報告をする義務を負わないものと解する。

#### 2 推薦仕入先に対する請求関係

推薦仕入先であるY<sub>2</sub>に代金を弁済するのはY<sub>1</sub>であり、Y<sub>2</sub>はXらに対して受取証書を交付する義務を負わない。

### Ⅳ 判決理由

原審の判断に対して、最高裁は次の理由を示して原審の判断を破棄し、差し戻した。

1. 本件基本契約における本件発注システムによりXらが商品仕入れを行う場合、仕入商品の売買契約はXらと推薦仕入先との間に成立し、その代金の支払いに関する事務をXらがY<sub>1</sub>に委託する（以下「本件委託」という）という法律関係にあるものと解される。したがって、本件委託は準委任（民656条）の性質を有するものというべきである。
2. もっとも、本件委託は本件基本契約の一部をなすものであるところ、前記事実関係によれば本件基本契約においては、Y<sub>1</sub>の支払った仕入代金がOAにより決済されることから、Y<sub>1</sub>は仕入代金相当額の費用の前払い（民649条）を受けることなく委託を受けた事務を処理することになり、しかも支出した費用について支出の日以降OAによる決済の時までの利息の償還（民650条）を請求し得ず、本件委託契約に基づく仕入代金の支払いについて報酬請求権（商512条）を有しないなど、本件委託に通常の準委任とは異なる点（以下「本件特性」という）が存することは明らかである。

そこで以上の本件特性を踏まえて、本件基本契約上Y<sub>1</sub>がXらに対して仕入代金の具体的な支払内容について本件報告をする義務を負うか否かを検討する。

3. 本件基本契約には、本件発注システムによる仕入代金の支払いに関するY<sub>1</sub>からXら

への報告については何らの定めがないことは前記確定事実のとおりである。しかし、コンビニエンス・ストアは商品を仕入れてこれを販売することによって成り立っているであり、商品の仕入れはフランチャイジーの経営の根幹をなすものということができる。ところで、フランチャイジーはフランチャイザーとは独立の事業者であって、自らが支払義務を負う仕入先に対する代金の支払いをフランチャイザーに委託しているのであるから、仕入代金の支払いについてその具体的内容を知りたいと考えるのは当然のことというべきである。

4. また前期事実関係によれば、 $Y_1$ はXらから商品の発注データ及び検品データの送信を受け、推薦仕入先から検品データに基づく請求データの送信を受けているというのであるから、 $Y_1$ に集約された情報の範囲内で本件資料等提供条項によって提供される資料等から明らかにならない具体的な支払内容を、Xらに報告することに大きな困難があるとも考えられない。
5. そうすると、本件発注システムによる仕入代金の支払いに関する $Y_1$ からXらへの報告について何らの定めがないからといって、委託者であるXらから請求があった場合に、準委任の性質を有する本件委託について、民法の規定する受任者の報告義務（民656条,645条）が認められない理由はなく、本件基本契約の合理的解釈としては本件特性があるために、 $Y_1$ は本件報告をする義務を負わないものと解されない限り、 $Y_1$ は本件報告をする義務を免れないものと解するのが相当である。
6. そして本件特性については、これのみに注目すると通常の準委任と比較して $Y_1$ にとって不利であり、 $Y_1$ のXらに対する一方的な援助のようにもみえるが、このことは仕入代金が前記のように、 $Y_1$ においてXらの売上金の管理等をするOAにより決済されることに伴う結果であるし、前記事実関係によれば $Y_1$ にはOAによる決済の方法を提供することにより、仕入代金の支払いに必要な資金を準備できないような者との間でも本件基本契約を締結してフランチャイジーを増やすことができるという利益があり、またフランチャイジーがOAによる決済の方法を利用して仕入商品を増やせば、売上げも増えることが見込まれ、売上利益に応じたフランチャイジーに関する対価を取得する $Y_1$ の利益につながるものであるから、本件特性があるために $Y_1$ は本件報告をする義務を負わないものと解することはできない。

したがって $Y_1$ は本件基本契約に基づき、Xらの求めに応じて本件報告をする義務を負うものというべきである。よって原判決中 $Y_1$ に関する部分を破棄し、 $Y_1$ が報告義務を負う本件報告の具体的内容について更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻す（裁判官全員一致の意見）。

## V 研究

### 1 フランチャイズ契約の意義

フランチャイズ契約には法律上の定義はなく、一般に社団法人日本フランチャイズ・チェーン協会の定義である「事業者（フランチャイザー）が他の事業者（フランチャイジー）と契約を結び、自己の商標、サービス・マーク、トレードネーム、その他の営業の象徴と

なる標識及び経営ノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方フランチャイジーは、その見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導及び援助のもとに事業を行う両者の継続的關係をいう」と理解されている<sup>4)</sup>。

フランチャイズ契約には、フランチャイザーがフランチャイジーに標章、ノウハウなどを貸し出す点で賃貸借的要素がみられ、またフランチャイジーはフランチャイザーにより指定された一定の商品の販売及びサービスの提供を契約により義務付けられている点で、フランチャイザーを委任者とする準委任的要素が認められ、さらにフランチャイザーがフランチャイジーに対し継続開発するノウハウを提供し、必要な指導援助をする義務を負う点では、フランチャイザーを受任者とする準委任的要素があり、フランチャイザーからフランチャイジーへ継続的商品供給が行なわれる面からは売買的要素を見出すことができる。本判決も本件委託について、XらがY<sub>1</sub>に仕入代金の決済を委託している点で、Y<sub>1</sub>を受任者とする準委任契約の要素を認めている<sup>5)</sup>。

売買的要素に関しては、コンビニエンス・ストアにおけるフランチャイズ契約の場合は、本件事案でも明らかなように、フランチャイザーのフランチャイジーに対する継続的売買的要素はほとんどなく、フランチャイジーは専ら推薦仕入先から商品を購入する点で、他のフランチャイズ契約と異なっている部分もみられるが<sup>6)</sup>、結論としてフランチャイズ契約は、これらの要素を併有する継続的双務的非典型・混合契約と一般に解されており、その本質は「民商法の典型契約ではとらえきれない独自の契約類型」といえよう<sup>7)</sup>。また、フランチャイズ契約は賃貸借的要素、準委任的要素と売買的要素を併有する混合契約との性質から、フランチャイズ契約の継続にはフランチャイザーとフランチャイジーとの信頼関係の維持が不可欠ともされている<sup>8)</sup>。

## 2 非典型契約、混合契約への対応

本判決の要点のひとつに複数の典型契約が混在する本件基本契約につき、本件委託より一部の典型契約的要素を取り出して法律の適用を認めたことがあげられる<sup>9)</sup>。混合契約に対する法規範の適用については、民法の規定を一応の標準に据えて、「当事者の具体的な合意内容がそれを修正していないか」を精査して決すべきとされ、委任に関する民法の規定は「他人の事務を処理する法律関係の通則」であり、「他人に信頼されてその者の事務を処理する地位にある者の関係」には同規定は適用可能とする説がかつては有力であった<sup>10)</sup>。この考えに従えば、本件基本契約中に委任の要素を含んでいる定めがあるときは、委任の民法規定を適用することは可能となる<sup>11)</sup>。

また、単に委任の要素の存在から民法規定の適用を認めるのではなく、「問題はある具体的な点について当事者間の権利義務をどのように認定するのが妥当か」という適用結果の妥当性見地から、委任などの典型契約やそのための民法の諸規定は「ひとつの手がかりになるだけである」とするもの<sup>12)</sup>、さらに適用は可能としながらも、具体的な適用の段階になると、混合契約の中からもっとも主要な典型契約的要素を取り出して、抽出された要素に対応する規範が当該契約全体に適用されるというもの（吸収説）や、混合契約の中

から各典型契約的要素を取り出して、抽出したそれぞれに対して規律すべき規範を索出し、さらにこれらを適合したものが規範として適用されるとするもの（結合説）、さらに混合契約中にある各典型契約的要素につき、それぞれの要素に対応する規範で規律すべき法律的理由がある場合に、当該規範が類推適用されるとするといったもの（類推適用説）など、細部において学説は多岐に分かれている<sup>13)</sup>。

しかし実際には、混合契約に対する典型契約の規定の適用の可否については、何が適用するに相応しい規律であるかの判断は容易ではなく、近時では典型契約の制度の存在があるからこそ、契約の性質の決定、法適用の効率化、さらに契約内容の公正性の確保が維持できると説く、いわば民法典に典型契約の規定を置くという制度の意義や役割を積極視する説も有力である<sup>14)</sup>。

これらの見解を検討すると、当該混合契約から典型契約の類似性を探りその適用可能性を判断するには、結局のところ「先ずいかなる解決が妥当かを考えるべきであり、契約の性質決定はその後に整理・分類のために行えば足りる」<sup>15)</sup>との立場で問題解決にあたるのが合理的であって、その際には、「その延長上で解決に到達できるのではなく、当該契約の全体像との関係では再度当事者の意思に立ち戻った解釈が要請される」<sup>16)</sup>といった配慮があればよいのではないか。

複数の典型契約の要素を併有する混合契約について判例は、「いわゆる典型契約の混合する契約（混合契約）にいかなる法規を適用すべきかに関しては必ずしも議論がないわけではないが、その契約に成る典型契約の包含するを認め、これにその典型契約に関する規定を適用するに当たっては、他に特段の事情を認むべきものがない限り右契約に関する規定全部の適用を肯定すべきであって、その規定の一部の適用を認め他の一部の適用を否定しようとするためには、これを首肯せしめるに足る合理的根拠を明らかにすることを必要とする」と判示し、当該要素に着目した判断を行っている<sup>17)</sup>。

また、ファイナンス・リースの事案ではあるが、金融的側面と賃貸借的側面を併有するファイナンス・リース契約の法的性質につき、その実質はユーザーに対する金融上の便宜の付与であるとし、金融的側面を重視した実質的金融説の立場を示したものが<sup>18)</sup>、これは前記吸収説に近い立場にあるものとされている<sup>19)</sup>。

さらに、コンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約において、本件と同じくOAが採用された事案で、内容が一義的に明確でない契約条項については、「条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に判断すべき」としており、フランチャイジー寄りと思える判断を示している<sup>20)</sup>。

このように混合契約について、当該要素に着目して典型契約との類似性を探る解釈技法は従来の判例にもみることができる。また、本判決では学説との関係は明らかではないが、本件基本契約の各要素を並列的に分析、評価している点から結合説もしくは類推適用説に類似した視点によるものとも考えられる<sup>21)</sup>。

### 3 本件基本契約への当てはめ

本判決は典型契約的要素として取り出した「Xらフランチャイジーが推薦仕入先から商

品を仕入れた場合の代金の支払い」という本件委託について、当該契約について細分化して検討すべきとした判例<sup>22)</sup>と同じ解釈技法に拠るものと思われ<sup>23)</sup>、本件原審を含めて当該要素に着目して契約の性質決定や契約の性質付けを行うという姿勢は、判例上定まったものと考えられる<sup>24)</sup>。

原審は当該要素を取り出しながらも、結果的に民法645条を適用すべきでないと判断したが、本判決は前記判例が示した「首肯せしめるに足る合理的根拠を明らかにすることを必要とする」<sup>25)</sup>については直接触れてはいないものの、XらとY<sub>1</sub>とはそれぞれ独立の事業者であること、仕入商品の売買契約はXらとY<sub>2</sub>との間に成立することから代金支払義務はXらに帰属していること、この支払いに関する事務が本件委託であって、本件委託は準委任の性質を有していること、以上3点の認定によってXらの請求は委任者として当然のものと考えられること、本件基本契約はY<sub>1</sub>に利益をもたらす内容のものであることなどを導き出して、結論としてY<sub>1</sub>はXらに対して本件報告をする義務を負うとしている<sup>26)</sup>、この判旨については、「昭和31年最判の姿勢に沿いながらも、混合契約に対する典型契約の規律適用に際しては、当該契約を細分化して検討することを許容したものと考えられる」との分析もみられる<sup>27)</sup>。

本判決はこのように本件特性を重視する観点から、Y<sub>1</sub>に対して本件報告をする義務を課したが、この判断に対しては、「本判決は本件委託に準委任の要素を認め、本件特性を民法645条の適用の根拠にし、さらにその妥当性を検証したうえで、報告義務を課したものと結論付けられる」、「原審の形式的判断と異なり、本件基本契約の実質的内容に踏み込んでおり、極めて妥当」など評価するものが多数となっている<sup>28)</sup>。ただし細部において、フランチャイズ契約は独立事業者同士の契約ではあるものの、「フランチャイザー対フランチャイジー群（1対マス）」という構造的特質を有しており、本判決は「フランチャイザー対フランチャイジー（1対1）」の構造に割り切りすぎており、構造的特質に配慮した解釈が要請されるとの指摘もなされている<sup>29)</sup>。

#### 4 フランチャイズ契約における情報提供義務の法的位置付け

フランチャイズ契約におけるフランチャイザーのフランチャイジーに対する情報提供義務に関するこれまでの司法の判断は、いずれも情報提供義務違反と損害賠償の範囲についての事案であるが、契約締結上の義務として理論構成するもの<sup>30)</sup>と、信義則上の義務とするものに分けることができる。なお、前者についてはその法的性質は必ずしも明らかではなく、当事者個々の主張上の位置付けに対応させているものと思われる。また、後者についても一定ではなく、信義則上の保護義務とするもの<sup>31)</sup>と単に信義則上の義務とするもの<sup>32)</sup>に分けることができる<sup>33)</sup>。しかし、本件事案のように契約期間中の義務としてどこまで認められるかについて争われた先例はみられない<sup>34)</sup>。

情報提供義務に関して学説は、契約締結上の義務とするもの（多数説）、信義則上の保護義務とするもの、一般的な給付義務とするものなどに分かれている。また、現在の多数説となっている契約締結上の義務とする見解も、すでに確定したという段階にはなく、いまだ細部での議論は錯綜している<sup>35)</sup>。中には、フランチャイザーからの給付義務としての

情報提供義務が認められるとしたものがみられ、この点で本判決との類似点が認められる。ただし、両者は類似した視点に拠るものと考えられるとしながらも、フランチャイズ契約上認められるフランチャイザーの一般的な給付義務の一環としてのみ情報提供義務を導いていること、本判決が給付義務的な要素について何ら言及していないこと、以上の2点から「対象の切分け方に違いがある」との指摘もみられる<sup>36)</sup>。

## 5 本件報告義務への当てはめ

本判決は原審と異なり、民法645条に基づき単純に受任者の報告義務を適用して解決を図ろうとはせず、本件委託が準委任の性質をもっているとの理由から、フランチャイザーは報告義務を負う旨を判示している。そこで、改めて本件特性に対する「合理的解釈」の意味について検討する必要が出てくる<sup>37)</sup>。

本件基本契約中には本件報告をする義務に関する定めはなく、これを根拠に原審は報告義務を否定している。これに対して最高裁は、本件基本契約の「合理的解釈」から、Y<sub>1</sub>は本件報告をする義務を負うものと判断している。その理由として本判決では、まず本件委託の内容となっている仕入代金の支払いは、小売業の根幹である商品仕入れの代金の支払いであり、Xらがその支払いの詳細について知りたいと考えるのは当然であること、次に情報の提供については、Y<sub>1</sub>のもとにはXら他フランチャイジーから発注、検品のデータが、推薦仕入先からは商品代金請求のデータが寄せられ、それらが手元に蓄積されることから、具体的な支払内容をXらへ提供することは容易であり、それを阻害する事情が特に存在しないという2点をあげている。

また、最高裁は本判決の中で、本件委託は準委任とは異なる本件特性を有するとして、準委任と本件委託の内容とを比較検討している。具体的には、Y<sub>1</sub>は委任費用の前払いを受けていないこと（民649条）、前払費用についてOAによる決済時までの利息の償還を求めていること（民650条1項）、委任事務処理費用に対して報酬を求めることができないこと（商512条）の3点につき、これらはY<sub>1</sub>からXらへの利益の提供となり、Y<sub>1</sub>は一方的に不利益を被ることにもなると考えられるが、これらはすべて仕入代金の決済をOA方式で行う結果であって、反対に「仕入代金の支払いに必要な資金を準備できないような者との間でも本件基本契約を締結してフランチャイジーを増やすことができ」、「フランチャイジーがOAによる決済の方法を利用して仕入商品を増やせば、売上げも増えることが見込まれ、売上利益に応じたフランチャイジーからの対価を取得するY<sub>1</sub>の利益につながる」と判示し、最終的にはOAの採用は当事者双方の利益につながると結論付けている。したがって、これらXらにとって一見利益と思える要素をもって、Y<sub>1</sub>が本件報告をする義務を免れる理由とすることはできないとしている<sup>38)</sup>。

このように、本判決はまず本件基本契約から生じる問題の中から、代金支払の委託という場面を抽出して、それに準委任契約に類似した性質を認め、これを解決への端緒としている。そして、争点である本件報告をする義務については、民法645条をそのまま適用するという単純な法的構成ではなく、本件基本契約の内容から契約全体の「合理的解釈」の結果と結論付けている<sup>39)</sup>。この判断については、コンビニエンス・ストアのフランチャイ



ズ契約においては、フランチャイザーからフランチャイジーへの継続的売上の要求はほとんどなく、フランチャイジーは専ら推薦仕入先から商品を購入する特殊性があることから、準委任の法律構成に馴染みやすいといった契約上の性質に着目した分析もみられる<sup>40)</sup>。

本判決が示した解釈技法に対しては、非典型契約であるフランチャイズ契約への好ましい配慮との位置付けから、「仮に非典型契約たるフランチャイズ契約について、民法上は何らの手がかりがないとしてしまうと、解釈論の指針もなく、法律論が恣意に流れ、実務の追認に終わるといった危険が生じる。本件基本契約を解釈するにあたって、問題となっている支払委託を準委任と性質決定することにより、民法上の典型契約類型がもつとされる創造補助的機能<sup>41)</sup>を発揮させる道が開かれ、こうした危険を避けることができるようになる」、「民法上の契約類型にあわせて現実の当事者関係を不当に切り分けてしまえば、フランチャイズ契約全体の中で利益・不利益をどのように配分しようとしていたのかという点に関する当事者の意思がないがしろにされることにもなりかねない。本件のように、契約全体の解釈として義務を導くとの態度は、こうした危険を避けるという点でも適している」といった結論付けがなされ、結局のところ「一般的結果の妥当性の点に加えて、本件特性に基づくフランチャイザーの得失にも言及しており、専ら形式的判断に基づいて本件報告義務を否定した本件原審と対照的」な理解を示したといえよう<sup>42)</sup>。

## 6 報告義務と当事者間の利益の均衡

本判決が示した解釈技法のうち、準委任における報告義務の意義と権能、そして本件基本契約における X らと Y<sub>1</sub> 間の利益の均衡についての判断が注目される。本件事案において最高裁は、Y<sub>1</sub> が報告義務を負うとする本件基本契約の解釈の前提として、商品仕入れは X らの経営の根幹をなすものと捉えている。

委任契約における受任者の報告義務が「善管注意による事務処理が行なわれているか否かなど、事務処理の現況を知って将来のため適宜の処置をとる必要がある<sup>43)</sup>」との理由から課せられるとすれば、通常の商品仕入れの形態（売買契約）であれば、引き渡された商品と契約内容の履行との適合についての判断は、納入された商品を直に検品することで足りるのに対して、本件委託のような支払方式のもとでは、X らは Y<sub>1</sub> が適切な事務処理を行ったかどうかを確認しようにも、必要な情報は Y<sub>1</sub> のもとにとどまるため、X らによる確認は容易ではなく、この点からも本件報告をする義務は、「受任者が委任者の不知に乗じて不適切な行動をとるリスクを低減させる権能」を果たすことにもなる<sup>44)</sup>。また、「X らからの送金を Y<sub>1</sub> が適正に処理することは、両者間の正しい利益配分のための基本的前提である。本件報告をする義務は、双方の役割に応じて利益を適正に分配する本件契約の基本的特徴を支えるために不可欠<sup>45)</sup>」とするのも当然と考えられる。

一方、本来ならば取得するはずの費用前払請求権、利息償還請求権、報酬請求権を、本件基本契約によって失うという、一見不利益とも思える事態が Y<sub>1</sub> に生じることに關しては、本判決はその原因は支払代金決済について Y<sub>1</sub> が O A 方式を採用したことの結果であって、Y<sub>1</sub> は O A の仕組みを通じて最終的には利益を得ていることから、民法645条の定める報告義務を免れないと判示している。この判断に対して、「単に利益を得ていれば請

求権を失うという不利益は埋め合わされることになるのであろうか」との指摘をしたうえで、「本判決は本件基本契約における代金支払の処理は無償の事務の引受けと判断したことについては、双方が事業者であるフランチャイズ契約において無償で他人の事務を行うこと自体不自然、本判決は代金支払いの事務処理は無償の事務の引受けであるとしたようである」とか、「本件基本契約の締結により生じる双方の各種義務が対価関係に立つと考えるべき」といった批判<sup>46)</sup>や、Y<sub>1</sub>の利益について、本判決でいう利益は加盟店数の増加や対価収入の増加が期待できるという抽象的であいまいなものであるとして、利益を得られる可能性という不確実なものとの対価として、請求権を喪失するという理論構成自体への疑問も呈されている。<sup>47)</sup>

これらの批判や疑問については、まずOAによりフランチャイジーの売上金は日々フランチャイザーに送金され、フランチャイザーはフランチャイジーが収入を現実化する前に債権の引当てを得ることが可能になること、またフランチャイザーは全てのフランチャイジーより膨大な額の送金を受け、当該金員を無利息で運用できる利益を得ること、これら事実上の利益と比較考量すれば、本件特性から生じるフランチャイザーの制約も解消され、フランチャイザーにとって経済的に引き合うものになると理解することもできる<sup>48)</sup>。この考え方に拠れば、結果的にY<sub>1</sub>はOAによる決済を通じて、本件委託費用の前払請求権を認めたのと同等の費用償還の機会を確保していること、利息償還請求権については、費用支払いから決済までの間は毎月末の決済という取決めから当然に必要なとされる期間と考えられ、したがってそこから利息が発生する余地はないとみられ、さらに報酬請求権についても、Y<sub>1</sub>は本件システムにより複数の利益を得ており、実質的に報酬請求権が実現されていると考えられるなど、これらを総合することで一応の解決をみることができるのではないかと<sup>49)</sup>。

フランチャイジーにとって、OAは複雑な会計処理の負担を軽減し、資金援助も期待できるという有利な面がある一方で、フランチャイジーはフランチャイザーからの情報開示がなければ支払いの正当性を検証したり、問題があった場合に是正を求めたりすることが難しい方式といえる。その意味からしても、Y<sub>1</sub>に本件報告をする義務を負わせることは、本件基本契約の性質に適った公正な法的処遇であると考えられる<sup>50)</sup>。

本判決では、準委任において受任者が有する各請求について、Y<sub>1</sub>の場合は否定される結果となったが、先の指摘、疑問については、「発見・抽出された典型契約的要素に係る民法の規定の適用が、契約当事者を不当に制約するないし当事者間の公平を害することにならないよう結果の妥当性を配慮したもの<sup>51)</sup>」、「Y<sub>1</sub>の請求権は実質面において相当程度実現又は確保されており、本件基本契約全体を通じて件の請求権を実質的に実現できる地位にある」といった解釈<sup>52)</sup>を用いても解決可能と思われる。

## 7 報告義務の排除

本判決は、本件委託は民法の規定する準委任の性質を有するものとし、民法645条、同656条との関係について検討している。両規定においては、受任者の報告義務は特約により免除できると解されていることから、本件基本契約上でもY<sub>1</sub>は本件報告をする義務を

負うべきとするか、あるいは本件基本契約は当該義務を免除する趣旨を含むものと解すべきかという問題について判断を求める事案でもあった<sup>53)</sup>。

この問題について、原審は民法645条の適用を否定する旨判示したことから、典型契約制度の意義、役割を消極視する見方であり、これに対して最高裁は典型契約の意義、役割を積極視する立場で判断したとみることができる<sup>54)</sup>。そして、本判決は本件基本契約中に明示的な定めのない本件報告をする義務を、本件特性の合理的解釈によって導き出したことから<sup>55)</sup>、本件事案のように契約書にない事項が争点になった場合において、本件基本契約と同様に当該契約が混合契約と判断されたときは、補充的に関係する典型契約の規定が適用される可能性があることを明らかにした<sup>56)</sup>。

これらの点から実務上の対策として、非典型契約の契約締結に際して、規定されていない事項が問題とされた場合に備えて、その事項にどの典型契約の要素があると評価されるかを検証したうえで、もし当該事項に対して適用を望まない民法の条項があれば、その条項の適用を事前に排除しておくことも必要になってくる<sup>57)</sup>。この問題については、本判決が明示したようにフランチャイズ契約は独立した事業者同士の契約との定義から、消費者契約法の適用の可否を問ういわゆる「消費者アプローチ」により考えることは適当ではなく、公序良俗違反の問題（民90条）、あるいは独占禁止法が規定する優越的地位の濫用の規定（独禁2条9項5号）との適合性に関する検討となろう<sup>58)</sup>。

## 8 本件報告義務の範囲と実務への影響

民法645条における受任者の報告義務は、受任者が事務処理の経過、顛末を一応明らかにした以上は、その内容に脱漏や不実があっても当該義務は履行されたとみるべきとされており<sup>59)</sup>、この説を前提にすれば、本判決をもってXらとY<sub>1</sub>との間に生じる問題を抜本的に解決するに至らないことは明らかである<sup>60)</sup>。

本判決が示した解釈技法がコンビニエンス・ストア以外のフランチャイズ契約へ適用される場面は少ないと思われるとの意見もみられるが<sup>61)</sup>、フランチャイズ契約継続中においてフランチャイザーの報告義務が争われた事例がこれまで扱われたことがなかったこともあって、フランチャイザーに課せられる報告義務の範囲、その他実務への影響を検討する必要はあろう<sup>62)</sup>。

最高裁は本件報告をする義務を認める過程で、本件委託はフランチャイジーの経営の根幹をなすもの、本件報告が容易であることの2点に着目している。このことから、フランチャイジーの経営上あまり重要性の高くないもの、あるいはフランチャイジーへの報告につき相当の困難を伴うものは本件報告の対象とはならないと解することもできる<sup>63)</sup>。この点につき、本件はコンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約において、フランチャイザーはフランチャイジーに対して推薦仕入先への支払金額や値引金額などの詳細を報告する義務を負うのかどうかについて争われた事案であるにもかかわらず、本判決はY<sub>1</sub>に対して本件報告をする義務を課すにとどまり、本件報告の具体的内容については明らかにしていない。最高裁が報告義務の範囲に関して、ある程度含みを残したかたちにとどめたことから、フランチャイザーの報告義務については、事案ごとに個別の事情を配慮したうえ

で、当該範囲を柔軟に決すべきという姿勢の表れと解することもできるが<sup>64</sup>、この問題の解決は差戻審の判断に委ねられる結果となった。

最高裁は先の平成19年判決（最判平19.6.11）に続き、今回も実質的にフランチャイジーを保護する考えを示している。この態度については、もしフランチャイザーはフランチャイジーが報告を求めてきたすべてにつき詳細に開示する義務を負うとした場合、営業上の高度な秘密事項が漏洩する危険が増し、結果的に両者の損失につながるという情報管理面での安全性を危惧する向きもある<sup>65</sup>。この点につき、フランチャイズ契約においては、本件基本契約のように規定の趣旨が必ずしも明確でない部分も多く、実際にフランチャイザーとフランチャイジーとの間に構造的な能力格差が存在することから、まずはそれらの問題の解消に向けて契約内容の明確化、情報開示の拡大が求められるとする判例の意図がうかがわれ、この方向性を尊重すれば、本判決も同様の価値判断に基づいた政策的要素をもった判決と評価することができよう<sup>66</sup>。

実際に政策の場でも、中小企業庁はフランチャイズ事業における事前開示項目の充実、強化を図ることで、フランチャイザーとフランチャイジーとの間で生じる契約を巡るトラブルを防止する目的から、平成14年3月に中小小売商業振興法（昭和48年9月29日法律第101号、最終改正：平成19年6月1日法律第70号）の施行規則を改正し、OAについても開示すべき事項とした（OA等の送金：10条13号、OA等の与信利率：10条14号・15号他）。改めて、本件差戻審が当該業界を取り巻く環境の変化を如何に捉えて報告義務の範囲を定めるのか、その結果が注目される<sup>67</sup>。

これらの判例や政策の流れをフランチャイズ契約の約款的性格に照らし合わせてみると、本判決が及ぼす実務への影響はやはり大きいとみられ、本判決はフランチャイズ契約において、フランチャイザーがフランチャイジーに対してどこまで情報を開示する義務を負うかという、両者間の基本的な要素を再度検討する契機になったと位置付けられる<sup>68</sup>。

フランチャイズ契約は、本件で争点となった金銭処理関係以外にもノウハウの開発、指導援助といった委任契約の要素をもつことから、本判決が示した義務が他のフランチャイズ契約の場で広く認められていくのかが注目される<sup>69</sup>。混合契約に関する法律の適用について、当該契約から典型契約的要素を取り出せる場合は、当該要素に対応する民法の規定を適用するという原則的立場を本判決が示したこと<sup>70</sup>、実務面への影響については、フランチャイズ契約の類型ごとに検討すべきであろう。

## 9 おわりに、本判決の射程など

本判決は、本件報告をする義務を $Y_1$ へ課すことの解釈につき、本件基本契約に準委任の要素を認め、この本件特性を根拠に据えて、民法645条適用の妥当性について検証したものである<sup>71</sup>。この本判決が示した態度は、本件事案において $X$ からの支払いを $Y_1$ が適正に処理することは、それぞれ独立した事業者である両者間での利益配分のための当然の前提と考えられ、本件報告をする義務につき、双方の役割に応じて利益を適正に分配するという本件基本契約を成立、維持するために不可欠であり<sup>72</sup>、また原審の形式判断と異なり基本契約の実質的内容に踏み込んでおり<sup>73</sup>、結果的にフランチャイズ契約において、

明文規定が存在しない場合でも、フランチャイザーに受任者の報告義務に関する民法の規定が適用されるという基本的な適用原則を示した意義は高い<sup>74)</sup>などと評価されている。

最後に本判決の射程について検討してみると、コンビニエンス・ストアにかかわるフランチャイズ契約に関する判断であるため、その約款的性格も相俟って直接的な射程は広くないと思われることや<sup>75)</sup>、本判決の意義は本件報告に関する義務を本件基本契約の解釈から導き出した点にあり、フランチャイズ契約全体に認められる類型的な義務ではないとする意見もみられ<sup>76)</sup>、実際に本判決の判断がコンビニエンス・ストア以外のフランチャイズ契約へ適用される可能性はごく僅かと思われる。

しかし、「本判決が示した混合契約における契約全体の中から特定の法律関係に注目して民法の典型契約のどの契約類型に該当するかを検討し、その特定の法律関係に関する契約条項の合理的解釈として、当該法律関係の特性の考慮から民法の条項が排除されると解されない限り、民法の規定を適用すべきとしたことは、この分野における最高裁の姿勢を示すうえで重要と考えられる」との見解や<sup>77)</sup>、先の指摘<sup>78)</sup>などのとおり、本件の争点である金銭処理の問題以外に、典型契約を手掛かりとする義務がどこまで広がっていくかという、義務の範囲に絞った議論が引き続き求められよう<sup>79)</sup>。

#### 注

- 1) 吉永一行「本件判批」民商140巻1号〔2009.4.15〕93頁
- 2) 金井高志「本件判批」NBL891号〔2008.10.15〕9頁、後藤卷則「本件判批」ジュリ1376号〔2009.4.10〕85頁、笹本幸祐「本件判批」法セ646号〔2008.10〕123頁、高田淳「本件判批」法セ646号〔2008.10〕122頁、同「本件判批」法教判例セレクト〔2008〕21頁、奈良輝久「本件判批」金商1318号〔2009.6.15〕12頁、吉永前掲89頁他
- 3) オープンアカウントとは、加盟店ごとに、開業日から本件基本契約に基づく加盟店経営者と本部との間の一切の債権債務の清算に至るまでの間の両者間の貸借の内容、経過、加盟店経営者の義務に属する負担を逐次記帳して明らかにし、一括して借方、貸方の各科目を差引計算していく継続的計算関係をいう。ちなみに、商品の仕入代金やチャージなどは借方に、加盟店経営者が本部に送金する売上金などは貸方に計上される。詳細は「重要判例紹介コメント」金商1318号〔2009.6.15〕61頁、「本件紹介解説」判タ1285号〔2009.2.15〕69頁他参照
- 4) 詳細は西口元他『フランチャイズ契約の法律相談（改訂版）』〔2009〕青林書院10頁以下、日本フランチャイズ・チェーン編『フランチャイズ・ハンドブック』〔2003〕商業界19頁以下、高橋善樹「フランチャイズ契約の終了に関する判例の分析」NBL915号〔2009.10.15〕68頁他参照
- 5) 詳細は金井高志『フランチャイズ契約裁判例の理論分析』〔2005.4〕判例タイムズ社15頁、同前掲本件判批、高田前掲法教21頁、同前掲法セ122頁、奈良前掲本件判批9頁、西口他前掲141頁他参照
- 6) 金井前掲本件判批10頁
- 7) 川越憲治『フランチャイズ・システムの法理論』〔2001〕商事法務92頁以下
- 8) 高橋前掲68頁
- 9) 後藤前掲86頁、笹本前掲123頁、奈良前掲本件判批9頁、吉永前掲96頁以下
- 10) 我妻栄『債権各論中巻二』〔1962〕岩波書店884頁及び666頁
- 11) 金井前掲本件判批10頁、高田前掲法教21頁
- 12) 幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法（16）』〔1989〕有斐閣6頁
- 13) 詳細は小塚莊一郎『フランチャイズ契約論』〔2006〕有斐閣52頁、高田前掲法教21頁、奈良前掲

国際研究論叢

- 本件判批9頁、宮本健蔵「混合契約および複合契約と契約の解除」法学志林99巻1号〔2001〕6頁以下、吉永前掲97頁他参照
- 14) 大村敦志『基本民法Ⅱ（第二版）』〔2005〕有斐閣3頁、同『典型契約の性質決定』〔1997〕有斐閣351頁、後藤前掲86頁、潮見佳男『契約各論Ⅰ』〔2001〕信山社10頁、高田前掲法教21頁、山本敬三「契約法の改正と典型契約の役割」別冊NBL51号〔1998.10〕8頁
  - 15) 平野裕之『民法総合5』〔2007〕信山社609頁
  - 16) 北川善太郎『民法講義Ⅳ（第二版）』〔1995〕有斐閣108頁以下
  - 17) 最判昭31.5.15民集10巻5号496頁、詳細は我妻栄「同判批」法協74巻3号〔1957.8〕140頁、明石三郎「同判批」民商34巻6号〔1957.3〕122頁他参照
  - 18) 最判平7.4.14民集49巻4号1063頁、詳細は山本和彦「同判批」別ジュリ184号〔2006.10〕136頁以下、中西正「同判批」ジュリ臨増1091号〔1996.6〕121頁以下他参照
  - 19) 滝澤孝臣「契約の解釈と裁判所の機能（上）」NBL746号〔2002.10〕49頁以下、奈良前掲本件判批10頁以下、升田純「現代型取引をめぐる裁判例（20）」判時1683号〔1999.10〕40頁
  - 20) 最判平19.6.11金商1277号〔2007.11.1〕45頁、詳細は近藤雄大「同判批」福島大学行政論集20巻3号〔2008.2〕88頁以下、奈良輝久「同判批」金商1277号2頁以下、堀川信一「同判批」大東法学17巻2号〔2008.3〕117頁以下他参照
  - 21) 奈良前掲本件判批9頁以下
  - 22) 前掲最判昭31.5.15
  - 23) 奈良前掲本件判批10頁
  - 24) 滝澤前掲49頁以下、奈良前掲本件判批9頁以下、升田前掲40頁
  - 25) 前掲最判昭31.5.15
  - 26) 前掲重要判例紹介コメント62頁、吉永前掲94頁以下
  - 27) 奈良前掲本件判批10頁
  - 28) 笹本前掲123頁、高田前掲法教21頁、吉永前掲97頁他
  - 29) 奈良前掲本件判批12頁
  - 30) 名古屋地判平13.5.18判時1774号〔2002.4.11〕108頁
  - 31) 東京高判平11.10.28判時1704号〔2000.5〕65頁、福岡高判平13.4.10判時1773号〔2002.4.1〕52頁他
  - 32) 名古屋高判平17.6.20判時1931号〔2006.8.1〕48頁、金沢地判平15.4.2判時1931号〔2006.8.1〕58頁、千葉地判平13.7.5判時1778号〔2002.5.21〕98頁、大阪地判平14.3.28判タ1126号〔2003.10.1〕167頁他
  - 33) 詳細は鎌田泉「コンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約のフランチャイザーに情報提供義務違反が認められる場合において当該契約が中途解約されたときのフランチャイザーの解約違約金等の支払義務（積極）」銀行法務21第50巻13号〔2006.11〕33頁参照
  - 34) 奈良前掲本件判批10頁、吉永前掲93頁
  - 35) 詳細は鎌田前掲34頁、金井前掲書31頁、小塚壮一郎「フランチャイズ契約と説明義務」判タ1178号〔2005.7.10〕171頁以下、奈良前掲本件判批10頁、西口他前掲51頁以下、半田吉信「フランチャイザーの情報提供義務」千葉大学法学論集20巻2号〔2005.9〕1頁以下他参照
  - 36) 奈良前掲本件判批10頁
  - 37) 吉永前掲94頁
  - 38) 詳細は吉永前掲96頁他参照
  - 39) 吉永前掲97頁
  - 40) 奈良前掲本件判批12頁
  - 41) 大村敦志『典型契約の性質決定』〔1997〕有斐閣352頁、潮見佳男『契約各論Ⅰ』〔2001〕信山社12頁
  - 42) 吉永前掲97頁
  - 43) 前掲注釈民法（16）237頁
  - 44) 吉永前掲98頁

## フランチャイズ契約における本部の加盟店に対する報告義務

- 45) 高田前掲法教21頁
- 46) 高田前掲法教21頁
- 47) 吉永前掲98頁以下
- 48) 奈良前掲本件判批11頁
- 49) 詳細は吉永前掲99頁参照
- 50) 後藤前掲86頁
- 51) 奈良前掲本件判批10頁
- 52) 吉永前掲99頁
- 53) 前掲注釈民法（16）238頁，河上正二「契約の法的性質決定と典型契約」『現代社会と民法学の動向（下）』〔1992〕有斐閣297頁，後藤前掲88頁，前掲重要判例紹介コメント61頁，前掲本件紹介解説70頁
- 54) 後藤前掲86頁
- 55) 吉永前掲100頁
- 56) 金井前掲本件判批10頁
- 57) 金井前掲本件判批10頁
- 58) 吉永前掲101頁
- 59) 前掲注釈民法（16）238頁
- 60) 前掲重要判例紹介コメント62頁，前掲本件紹介解説70頁
- 61) 金井前掲本件判批10頁
- 62) 詳細は金井前掲本件判批10頁以下，奈良前掲本件判批12頁参照
- 63) 奈良前掲本件判批12頁
- 64) 奈良前掲本件判批11頁
- 65) 奈良前掲本件判批12頁
- 66) 詳細は奈良前掲本件判批12頁
- 67) 詳細は金井前掲本件判批10頁以下，奈良前掲本件判批12頁参照
- 68) 金井前掲本件判批11頁，奈良前掲12頁
- 69) 高田前掲法教21頁，同前掲法セ122頁
- 70) 奈良前掲本件判批12頁
- 71) 高田前掲法セ122頁
- 72) 高田前掲法教21頁他
- 73) 笹本前掲123頁
- 74) 奈良前掲本件判批12頁
- 75) 奈良前掲本件判批12頁
- 76) 吉永前掲93頁
- 77) 金井前掲本件判批10頁
- 78) 高田前掲法教21頁，同前掲法セ122頁
- 79) 後藤前掲86頁

### 《主要参考文献等》

#### 〔書籍〕

- 幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法（11）』〔1989〕有斐閣  
同『新版注釈民法（16）債権（7）』〔1989〕有斐閣  
伊藤滋夫編『民事要件事実講座5-企業活動と要件事実』〔2008〕青林書院  
大村敦志『基本民法Ⅱ債権各論（第2版）』〔2005〕有斐閣  
金井高志『フランチャイズ契約裁判例の理論分析』〔2005.4〕判例タイムズ社

国際研究論叢

川越憲治『フランチャイズ・システムの法理論』〔2001〕商事法務研究会  
同『フランチャイズ・システムの判例分析（新版）』〔2000〕商事法務研究会  
来栖三郎『契約法』〔1974〕有斐閣  
小塚荘一郎『フランチャイズ契約論（上智大学法学叢書28）』〔2006〕有斐閣  
鈴木祿弥『債権法講義（4訂版）』〔2001〕創文社  
西口元他『フランチャイズ契約の法律相談（改訂版）』〔2009〕青林書院  
社団法人日本フランチャイズ・チェーン協会編『フランチャイズ契約の知識』〔1996〕社団法人日本  
フランチャイズ・チェーン協会  
平野裕之『民法総合5 契約法』〔2007〕信山社  
宮下修一『消費者保護と私法理論』〔2006〕信山社  
我妻栄『債権各論上巻（民法講義V 1）』〔1954〕岩波書店  
同『債権各論中巻1（民法講義V 2）』〔1984〕岩波書店

〔論文他〕

飯島紀昭・山口志保「フランチャイズ契約の一考察(1)- 解約告知とフランチャイザーの情報提供義務」  
成蹊法学65号〔2007.3〕75～108頁  
鎌田泉「コンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約のフランチャイザーに情報提供義務違反が認  
められる場合において当該契約が中途解約されたときのフランチャイジーの解約違約金等の支払  
義務（積極）」銀行法務50巻13号〔2006.11〕30～38頁  
小塚壯一郎「フランチャイズ契約と説明義務」判タ1178号〔2005.7.10〕171頁  
後藤巻則「本件判批」ジュリ1376号〔2009.4.10〕85～86頁  
田岡恵理子「信認関係概念とその拡大現象の分析（2完）-なぜ契約だけでは足りないのか」早稲田  
法学会誌59巻2号〔2009.3〕313～365頁  
半田吉信「フランチャイザーの情報提供義務」千葉大学法学論集20巻2号〔2005.9〕1～92頁  
升田純「現代型取引をめぐる裁判例（64）」判時1757号〔2001.10.21〕13頁  
宮下修一「契約関係における情報提供義務——『契約上の債務』としての再構築」私法67号〔2005.4〕  
178～185頁  
山下友信「フランチャイズ契約とフランチャイザーの責任」別ジュリ164号〔2002.10〕217頁  
吉永一行『本件判批』民商140巻1号〔2009.4.15〕89～101頁  
若林亜里砂「米国におけるフランチャイズに関する事前情報開示について -改正 FTC 規則の検討」  
駒澤法曹4号〔2008.3〕45～68頁